民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一)

高 田 昌 宏

第二章 ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度	―ぺヒの考察を中心にして―	三 証人の書面尋問の許容範囲	の概要	二 一九二四年改正法による証人の書面尋問制度	——九二四年ZPO改正—	一証人の書面尋問制度の導入	の導入	第一章 ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度	序 本稿の目的
	結 び	第四章 証人尋問の書面化の限界	の改正	第三章 ドイツ司法簡素化法による証人の書面尋問制度	三 小括 (以上本号)	―ククゼリスの研究を中心にして―	二 証人の書面尋問の許容範囲	一 戦後の証人の書面尋問制度の概要	の展開

序 本稿の目的

定されることなく、他の裁判所においても可能となった。 (2) 条、三一三条、三三一条参照)。この結果、書面尋問は、法律上、これまでのように簡易裁判所の面前での手続に限 る。」と規定し、証人の書面尋問の可能性を簡易裁判所手続に限らずに一般的に認めることとなった(新民訴二九七 民訴三五八条の三)。これに対して、平成八年六月二六日に公布された新民事訴訟法は、その二〇五条で、「裁判所 の直接的な尋問方式との関連で、簡易裁判所の手続において証人の書面尋問を許容する規定が設けられていた のが原則である。これまでの民事訴訟法(以下では「旧」法と表記する)では、この原則の例外の一つとして、 相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができ わが国の民事訴訟法においては、証人の尋問は、受訴裁判所の面前で、交互尋問制の下、口頭で実施される

思われる。とくに、書面尋問の場合、証言の証拠評価にとって最も重要である証人に対する直接的印象を裁判官が 調べの直接主義、当事者公開主義、反対尋問権保障などが目指す適正な証拠手続の実施が危険にさらされるように も充たされないおそれを有している。 問権や当事者公開)が奪われ、また裁判所が証人に直に接してその証言の信頼性を判断するという直接主義の要請 うことは、口頭主義の建前から離れるだけではなく、当事者および裁判所に認められる質問の機会(とくに反対尋 しかし、当事者および裁判所の口頭による尋問を原則とする証人証拠を書面による陳述の方法で取り調べるとい したがって、証人の書面尋問の適用の仕方とその適用範囲によっては、 証拠

得ることが不可能になることからも、信頼性のより低い証拠資料に基づいた事実認定の可能性が高まるであろう。

新鮮な印象に基づいて心証を形成するという真の意味の自由心証主義が実現できると考えられる以上、人証の直接 的印象を欠く書面尋問が適正な証拠評価を妨げる可能性が高いことは容易に推測できるからである。それゆえ、証 なぜなら、とくに人証の場合、裁判官が証拠方法と直接接触して心証形成することが保障されてはじめて、直接の 人の書面尋問の利用の仕方によっては、事実認定の適正と、さらには裁判結果の適正さが損なわれる可能性が存在

るべきものと考えられているかを概観することにする。 より証人の書面尋問制度がどのような理由から採用され、そして同制度が立法者により、いかなる場合に利用され || 証人の書面尋問制度が証拠評価や事実認定に対してもつ右の問題性の認識を前提にして、それでは、 新法に

の必要性の有無等を考慮して相当と認めるときは、証人尋問に代えて書面を提出させることができるものとする考 証人の書面尋問制度を導入することは、すでに「検討事項」第五・二・国で検討課題として取り上げられ、そこ ①地方裁判所の訴訟手続においても裁判所は、当事者による証人の申出に対し、尋問事項の内容、反対尋問

易化にあることが認識できる。(6) 判所の手続においても許容することの当否が問題とされており、そこから、書面尋問制度の採用の目的が審理の簡 討事項補足説明」によると、審理の簡易化等の見地から簡易裁判所の手続に導入された書面尋問の制度を、地方裁 え方と、②さらに当事者の異議がないときに限り、①の考え方を採るものとする考え方とが挙げられていた。「検

書面尋問の許容要件としては、 まず、「相当と認める場合」であることが要求される。「検討事項補足説明」によ

ていたり、病気等の関係で裁判所に出頭することに困難が予想されるが、書面の提出が期待でき、反対尋問を実施 書面尋問が許される場合としては―簡易裁判所手続でのそれを引き合いに出して―「証人が遠隔地に居住し(&)

早法七二巻四号(一九九七)

が、新二〇五条の「相当と認める場合」という不特定な概念により「裁判所に出頭することに困難が予想される

書面の提出が期待でき、反対尋問を実施しなくても信用するに足りる客観的な陳述が得られる見込みがある場

しなくても信用するに足りる客観的な陳述が得られる見込みがある場合」が挙げられている。そこから、

合」を念頭に置いていることがわかる。 書面尋問の許容要件としては、「相当と認める場合」という要件のほかに、「当事者に異議がないとき」との要件

あるとされる。 とが要件とされたのは、書面尋問により当事者が反対尋問の機会を失うことになることに対する配慮の必要からで 問の要件とされ、それが新二○五条においても維持されることになったのであるが、ここで当事者に異議がないこ となった。結局、「改正要綱試案」の段階で、「検討事項」の②の考え方に従い、当事者に異議がないことが書面尋 も要求されているが、「検討事項」の段階では、この「当事者に異議がない」ことが要件として必要か否かが問題 以上が、証人の書面尋問とその適用に関して立法関連資料から認識しうる立法者の考え方の大要である。まず、

るか否かの判断は、 裁判官の裁量に委ねられることになろうが、しかし、「相当と認める場合」というだけでは、

証人の書面尋問の第一の要件である「相当と認める場合」という要件については、「相当と認める場合」に該当す

間と労力がかかるといった理由だけで書面尋問が実施される可能性も否定しきれないであろう。たしかに、「検討 判断基準としてきわめて漠然としている。この点が不明確であると、場合によっては、たんに口頭尋問方式では時

が、これによっても適用基準としては依然曖昧なままである。また、証人が遠隔地に居住している場合等の、 判所に出頭することに困難が予想されるが、書面の提出が期待でき、反対尋問を実施しなくても信用するに足りる 事項補足説明」や「改正要綱試案補足説明」から、 うる。それゆえ、受命裁判官等による間接的証拠調べとの関連においても、(ヒヒ) 証人尋問が可能となっている。このように、書面尋問の要件と、〔〕 官または受託裁判官の面前における証人尋問の適用範囲は、今回の改正でかなり拡大され(新一九五条)、 で挙げられている例は、 めの要件とが符合していることから、 条四号により、裁判所が相当と認める場合で当事者に異議がないときは、受命裁判官または受託裁判官の面前での な陳述が得られる見込みがある場合」を「相当と認める場合」として念頭に置いていることが読み取 受命裁判官または受託裁判官の面前で証人尋問が許される場合と類似している。 両制度のそれぞれの適用場面が同一なのかどうかという疑問が提起され 立法者が「証人が遠隔地に居住していたり、 受命裁判官または受託裁判官による証人尋問のた 新二〇五条の書面尋問の許容限界は 病気等の関係で裁 新一 受命裁判 九五 れる

て今回の民事訴訟法改正の目標の一つであった当事者サイドにわかりやすい訴訟の実現に逆行する危険も存在しう にあたり「当事者に異議がない」ことがもう一つの要件として要求されていても、 で事実認定の適正と、 拠評価の適正を確保する直接主義や当事者公開、反対尋問権保障などの要請に応ええない以上、 書面尋問の適用基準を曖昧なままにして、その適用を裁判官の判断に委ねることは、 また、 書面尋問がかりに多用されれば、 ひいては裁判の適正を害する危険を有している。そういった危険は、たとえ書面尋問 証人尋問の書面化による証人の取調べの形骸化によって、 常に回避できるものではないで 前述の通り、 裁判官の運用次第 書面 かえっ !の適用 問

明確でないと言える

Д

証人の書面尋問の適用範囲の限界づけと取り組んでいきたい。(以) める必要がある。このような理由から、本稿では、書面化と最も緊張関係にある証拠方法である証人証拠につき、 |相当と認める場合||とはどういう場合かをできるだけ明確化して、書面尋問制度の適用限界を画定することに努 書面尋問がこれらの危険性を持っていることを前提とするならば、書面尋問の適正な利用を確保するために、

ろう。同様の問題は、今次改正で導入された宣誓供述書(公証人法五八条の二)についても生じうる。 問の限界を不当に逸脱すると認められることもありうるように思われる。ここでも、証拠調べの直接主義や当事者問の限界を不当に逸脱すると認められることもありうるように思われる。ここでも、証拠調べの直接主義や当事者 陳述書は、その利用の仕方によっては、証言を書面化したものとして、証人の口頭尋問の方式と、さらには書面尋陳述書は、その利用の仕方によっては、証言を書面化したものとして、証人の口頭尋問の方式と、さらには書面尋 述すべき内容を、それらの者が任意に、しかも予め書面に記載したものである。陳述書の利用の仕方は、裁判官に べに代替することで口頭尋問の方式を回避し、人証の取調べの効率化を図るためにも活用されていると言われる。 よって様々のようであるが、陳述書は、近時の民事裁判実務において、書証としてのその取調べにより人証の取調 る「陳述書」の利用の問題が存在する。陳述書は、証人となるべき者または当事者本人が、法廷で証言もしくは供(垣) || ところで、書面尋問を人証の書面化と把握した場合、これと密接に関連するものとして、今日の実務におけ 口頭主義の原則と反対尋問権の保障などの観点からその利用の当否やその適用限界を解明する必要があ

の制限がないとして、常に適法な証拠として心証形成の基礎とされうる。この種の文書を書証として適法とみなせの制限がないとして、常に適法な証拠として心証形成の基礎とされうる。この種の文書を書証として適法とみなせ 有している。証言内容を書面にした文書を書証として提出する場合、通説・判例によれば、民事訴訟では証拠能力 陳述書、宣誓供述書とも、証言内容を書面にした文書を書証として提出するという機能を果たす可能性を十分に 当然、証人を原則として受訴裁判所の面前での口頭の尋問により取り調べる建前と実質的に矛盾しないのかと

る人証の書面化という全体的問題を明らかにするための手掛かりを見出すのにも役立つ可能性があると思われる。 いう疑問が生じうる。 この建前と緊張関係にある証人の書面尋問の許容限界を解明することは、 書面尋問を包含す

証拠調べ 出せないであろう。むしろ、真の訴訟促進に集中証拠調べが不可欠であると同時に、直接主義や口頭主義なき集中 る向きがないではない。 (33) う現実から直接主義等の要請が画餅に帰していることを理由に、直接主義を強調することを空虚な主張と受け止め 性を重要視するのが本稿の基本的立場であるが、この点については、 接主義化をできるだけ抑える、言い換えると、厳しい現実の枠内で直接主義のできる限りの顧慮と実現を工夫する 兀 前述のとおり、 がいかに難しいかを考えた場合、裁判官の交代の現実から直接主義の無価値性を導出するのではなく、 書面尋問制度が証拠調べの直接主義や当事者公開主義などの原則との抵触から招来する問題 しかし、この現実から、 直接主義等からの乖離がいよいよ許されてよいという結論は導き 現在の民事裁判で、 裁判官の頻繁な交代とい

の際に、 問制度は、 では、ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度を取り上げる。ドイツでは、一九二四年の民事訴訟法の改正 本稿は、このような問題意識も含めて、証人尋問の書面化の限界の解明を目指す。そのための材料として、 一九九〇年の司法簡素化法(Rechtspflege-Vereinfachungsgesetz)により改正されたものの、 証人の書面尋問制度に相当する「証人の書面による陳述 七〇年を越える歴史を有している。今回のわが国の改正での書面尋問制度の導入ない (schriftliche Zeugenaussage)」が導入された。そ し拡大に際して 証 人の書面尋

ことが今日の民事訴訟に必要なことであると思われる。

知っての通り、交互尋問制をとるわが国の民事訴訟法と

制度の言及から肯定できよう。ドイツの証人尋問制度は、(25)

民事訴訟における証人尋問の書面化の限界

ドイツ民事訴訟法の証人の書面尋問制度が参考にされたことは、「検討事項補足説明」でのドイツの書面尋問

中心に辿る。その発展過程を同制度導入から第二次世界大戦にかけての初期の段階 は、まず、ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度を考察対象にする。考察の方法としては、最初に、 から司法簡素化法による改正までの段階(第二章)、そして司法簡素化法の成立以後(第三章)の三つに分けて追跡 ツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度の導入から今日までの法文上の展開および理論的展開をその許容範囲を 決するのに役立つ視点と、さらには、 したい。それに続いて、 自体の類似性、 裁判官主導の職権的性格の強いものであるが、その人証として証拠方法の体系に占める位置、証拠法体系 証拠法の基本的原理の同一性に鑑みて、参考になるところが多いと思われる。それゆえ、 その整理・分析を試み (第四章)、 前述の人証の書面化として包括しうる周辺問題の解決のための指針を抽出 わが国の民事訴訟法における書面尋問制度の問 (第一章)、第二次世界大戦後 |題を解 ドイ

2 $\widehat{1}$ 新二一六条但書参照)、書面尋問は、証人尋問の場合にのみ許されることになる(鑑定につき、法務省民事局参事官室編『一問一 証人の書面尋問を定めた新二〇五条が当事者尋問や鑑定人証拠に準用されないから(当事者尋問につき、新二一〇条、鑑定につき 人と鑑定人のほかに当事者尋問の際にも利用できるようになった(新二七八条)。しかし、その他の裁判所の面前での手続では、 なお、書面尋問の方式は、簡易裁判所の手続では、旧法で証人と鑑定人の尋問の際に許されていたのが、今次改正により、 もちろん、書面尋問が、証人尋問の方式において、原則としての口頭尋問に対する例外であることは変わりない

たいと思う。

(3) 小林秀之『証拠法』五○頁(弘文堂、第二版、平成七年)、春日偉知郎「自由心証主義の現代的意義」『講座民事訴訟5』五八 八七条三項、 間につき、他の証拠調べと違い、裁判官の交代の際に当事者の申出があれば証人尋問が再度行われなければならないとされ(旧 頁(弘文堂、昭和五八年)、近藤完爾「直接主義復習」同『民事訴訟論考第二巻』三三頁 新二四九条三項)、受命裁判官または受託裁判官による証人尋問の許容範囲も他の証拠調べよりも狭い(旧二七九条 (判例タイムズ社、 昭和五三年)。証人尋

答新民事訴訟法』二四〇頁(商事法務研究会、平成八年)参照)。

新一九五条) ことも、 証人尋問の際の証人との直接的接触による直接的印象の獲得の重要性を考慮したものと言える(小林・前掲

- 六頁 (商事法務研究会、平成三年)。 法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続の検討課題―民事訴訟手続に関する検討事項とその補足説明―』別冊NBL二三号三
- (5) 「検討事項補足説明」三五頁(別冊NBL二三号)。
- 6 していることからも推測できる。 これは、補足説明が手続の簡易迅速化と裁判所の負担軽減を目指したドイツの司法簡素化法による書面尋問制度の拡充に言及
- 7 NBL二七号二四頁 (平成六年) 参照 間の要件は「改正要綱試案」の段階で単に「相当と認める場合」に変更され、そのまま新法になっている。「改正要綱試案」別 「検討事項」の段階における、「尋問事項の内容、反対尋問の必要性の有無等を考慮して相当と認めるときは」という書面
- (8) 今次改正での証人の書面尋問制度の導入に際しては、簡易裁判所手続ですでに許容されていた書面尋問(旧法下では、これ 証人尋問のほかに、鑑定人の尋問にも許容されていた〔旧三五八条の三〕〕が参照された。簡易裁判所手続に書面尋問が導入され た主な理由は、少額の事件を簡易・迅速に処理する簡易裁判所の制度目的の実現にある(吉村徳重=小島武司編『注釈民事訴訟法

認められる場合であることが必要である。問題は、その「相当と認められる場合」がいかなる場合かである。これについては、そ [7]』四一五頁〔梶村太市=石田賢一〕(有斐閣、平成七年))。すなわち、訴額が小さく、争点や事実関係のさほど複雑でない事件 五八条の三によれば、裁判所は、「相当ト認ムルトキ」書面尋問をすることができることから、書面尋問の許容は、それが相当と で、証拠資料の収集に関して厳格な手続をとっていては、審理の遅滞をきたし、訴訟経済に反し、好ましくないからである。旧三

の当否はともかく、この点に関する最も詳細な吉村=小島編・前掲四一五頁以下〔梶村=石田〕の記述に依拠すると、相当性の判

あるなどの事情がある場合に、書面尋問に適するとされる。もっとも、 るとか、職務上繁忙をきわめているなどの事情があって出頭困難の場合で、 では、争点または事実関係がそれほど複雑でないことが要求される。②では、証人が遠隔地に居住しているとか、病気入院中であ 断基準として次の四つの基準が挙げられる。 すなわち、①事案の選択、②当該人証の出頭確保と信用性、 ③当事者の意思、④尋問事項の簡明性の四つである。このうち、① 当該証人の証言が反対尋問の機会にさらすまでもなく信用 しかも当該人証による証拠資料としての価値が重要で

証事実との関係から簡明かつ具体的であることが必要であるということを意味する。 される。④は、書面尋問が証言を対立当事者の反対尋問にさらすことなく証拠資料とするものであることから、当該尋問事項が要 よるべきものとされる。③では、処分権主義・弁論主義の建前から、証拠申請した当事者の意思が、運用上妥当な扱いとして尊重 できるような事情が存在することが前提となるから、はじめから信用性に乏しいと考えられる類型の証人に対しては、口頭弁論

陳述の危険が小さい場合か否かを基準の一つとして挙げる文献が存在する(菊井維大=村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅱ』七八二頁 バーされていると思われる。このほかにも―上記の四つの基準とも重なりうるが―立証事項の性質や当該人証の立場から、虚偽の これはあくまでも一つの見解であるが、これによって、簡易裁判所手続において書面尋問が相当と認められうる場合は、

(日本評論社、平成元年))。これによると、例えば、業務の通常の過程で作成される書類の内容について説明を求める場合や、当

- 該証人が全くの第三者的立場にあって、当事者のいずれにも利害関係がない場合に、書面尋問に適するとされる. 法務省民事局参事官室編・前掲注(4)二三五頁参照。なお、新二○四条は、裁判所が遠隔地に居住する証人の尋問をする場合
- 映像等の送受信による通話の方法での尋問が可能であるとしていることから、この尋問方法と書面尋問との関係も問題となり
- る新一八五条一項で「相当と認めるとき」という要件が置かれていることから、証人尋問の場合にもその要件が必要であると解せ は、「相当と認める場合」という文言は、要綱試案の段階と違い、欠落しているが、裁判所外での証拠調べに関する一般規定であ 法務省民事局参事官室編・前掲注(4)二三○頁。受命裁判官または受託裁判官による証人尋問の要件を定める新一九五条で

「改正要綱試案補足説明」四二頁(別冊NBL二七号)、法務省民事局参事官室編・前掲注(4) 二三五頁参照

- (12) 山本克已「人証の取調べの書面化―「陳述書」の利用を中心に」自由と正義四六巻八号五六頁(平成七年)は、この点を正当 りうる以上、それぞれ別々に機能領域を検討することが先ず必要であるように思われる。 に指摘する。山本教授は、この点から、受命裁判官または受託裁判官による証人尋問と、証人の書面尋問とが対等な選択肢なの 一方が原則で他方が例外という関係にあるのか、という問題提起をされる。しかし、両方の制度の機能とその機能場面が異な
- 一検討事項補足説明」別冊NBL二三号一頁参照
- 書面尋問の許容範囲の明確化をはかる上で、勿論、すでに書面尋問が利用可能である簡易裁判所手続の場合 (前注 8

認識しておく必要があろう。これは、これまで簡易裁判所手続でしか書面尋問の可能性が認められていなかったこと自体が示して 参考になるが、その一方で、軽微な事件を扱う簡易裁判所手続と他の裁判所の手続とを同一に扱うことに問題があることも十分に

いる

- この視点からすでに山本克己教授の優れた研究がある。山本・前掲注(12)。
- 「陳述書について―研究者の視点から」判夕九一九号二七頁(平成八年)参照。 吉村=小島編・前掲注(8)四二三頁。しかし、陳述書といっても、様々な類型や態様がある。この点については、高橋宏志
- における陳述書の機能」判タ九一九号一九頁(平成八年)、松森彬「民事裁判の新方式の問題点―弁論兼和解、陳述書、 山本・前掲注(12)五七頁。なお、陳述書の利用実態やその問題点等を整理・分析した最近の文献として、高橋・前掲 のほかに、西口元「陳述書をめぐる諸問題―研究会の報告を兼ねて」判夕九一九号三六頁(平成八年)、那須弘平「争点整理
- (18) 例えば、主尋問の内容の大部分を陳述書で代え、尋問時間の多くを焦点を絞った尋問または反対尋問に充てるといったプラク について」自由と正義四六巻八号二五頁以下(平成七年)などがある。
- ティスが行われていると言われるが、そのような利用は、陳述書でもって直ちに証人尋問に代替させるわけではないので、単純に (ぎょうせい、平成八年)参照。 証人尋問の書面化として消極的評価を加えることはできないだろう。加藤新太郎編著『民事尋問技術』一七頁以下〔加藤新太郎
- よっては、証人の供述を宣誓なしに書面化することをあくまで例外的に許容するにすぎないことを意味しうるのであって、それな 制度が導入されたといっても、証人尋問の原則は口頭尋問であり、書面尋問はあくまでも例外である。書面尋問の法定は、 問と共通する陳述書を適法視しようとする見解が存在するが(高橋・前掲注(16)二七頁、二八頁注4)、疑問である。書面尋問 今回の民事訴訟法改正で証人の書面尋問制度が導入されたこととの対比から、証人の供述を宣誓なしに書面化する点で書面尋 陳述書で証人尋問に代替することに対する消極的価値判断を含んでいると解することも可能であるからである。
- .20) 整備法九条による公証人法の改正により、宣誓認証制度が新設された。これにより、公証人は、私署証書の認証を与える場合 印を自認したときは、その旨を認証することができることとされるとともに において当事者が公証人の面前で証書の記載が真実であることを宣誓した上で署名もしくは捺印し、または証書の署名もしくは捺 ために、私署証書の記載が虚偽であることを知りながらその記載が真実である旨を宣誓した当事者を一〇万円以下の過料に処する (新公証人法五八条の二)、宣誓の真実性を担保する

して適正迅速な裁判の実現に寄与することを企図している(柳田幸三「新民事訴訟法の制定及び公証人法の改正について」公証一 の正確性を担保する手段として、制裁の裏付けある宣誓を用いることができるようにし、それによって陳述書の真実性をより確保 (新公証人法六五条の五)。この公証人の関与の下で作成される文書が宣誓供述書であるが、これは、

判所による供述態度の観察の欠如といった問題点を内包していることは否定できない(石川明ほか「民事訴訟法改正と公証制度」 公証法学二五号三三頁〔柳田幸三〕(平成八年)参照)。 一五号七五頁(平成八年)参照)。しかし、宣誓供述書も、法律上の宣誓を伴うとは言え、陳述書と同様、当事者の反対尋問や裁

(⑴) 大審院は、かつて、訴えの提起の後に係争事実について作成された文書の証拠能力を認めず(大判大正一○年二月二日民録二 七巻三号一七二頁など)、また、人証の代用のために作成された文書の証拠能力を原則的に否定した(大判昭和四年四月五日民集

八巻二四九頁。ただ、例外的に、係争事実を証明するために作成されたものでないときは、成立が真正であれば証拠として採用で 年)、西口・前掲注(17)三六頁参照)、また、学説上も、それと同一の立場が通説となっている(例えば、新堂幸司『民事訴訟法』 きるとしていた)。しかし、その後、判例が変更されて訴え提起後に第三者が作成した文書も証拠能力を認められるようになり (大判昭和一四年一一月二一日民集一八卷一五四五頁。田中和夫『新版証拠法』一○○頁以下(有斐閣、 増補第三版、 昭和四六

等の特別の事由のない限り、証拠能力を否定すべきであるとの注目すべき反対説が存在する(兼子一=松浦馨=新堂幸司=竹下守 三四三頁(弘文堂、第二版補正版、平成五年))。しかし、これに対しては、人証回避の目的で作成された文書の提出を許すこと 夫『条解民事訴訟法』五一七頁〔竹下守夫〕(弘文堂、昭和六一年)、斎藤秀夫=小室直人=西村宏一=林屋礼二編著『注解民事訴 は、相手方の反対尋問権を奪う結果となり、また実質的に証人尋問の方式の変更になるから、心身の故障で裁判所に出頭できない

参照)、一考に値する。 訴訟における自由証明の存在と限界―西ドイツにおける理論の展開を手がかりとして」早法六五巻一号三九頁注(15) 訟法⑷』三五五頁(第一法規、第二版、平成三年))。これは、後述するとおり、ドイツでの通説・判例の立場であり

(昭和五七年) 参照 裁判官の交代とそれに関する問題については、鈴木重勝「民事裁判所の構成変更と訴訟審理原則」早法五七巻二号一五九頁以

という観点からの合目的的考慮に基づく批判的検討に常にさらされねばならない以上、証人の書面尋問によって直接主義の空洞化 山本・前掲注 (12) 五七頁は、 口頭主義や直接主義が憲法により直接要求される原則でなく、常に適正かつ迅速な審理の確保

く堅持することはできないが、しかし、それらが原則と認められてきた内在的根拠が存在する以上、その制限には、それなりの正 実現のための手段的な原則である以上、その要請が絶対的なものでないことは言うまでもない。たしかに、それを金科玉条のごと を招くおそれがあるとの書面尋問に対する批判が、批判としては成り立たない、と論じる。直接主義や口頭主義が訴訟制度目的の

(2) 筆者は、ドイツ民事訴訟法上の公の報告との関連で、ドイツ民事訴訟法上の証人の書面尋問制度に言及したことがある。 「ドイツ民事訴訟法における公の報告(amtliche Auskunft)―民事訴訟における調査嘱託の基礎的研究」中村英郎教授古稀祝賀 当化が要求されるであろう。

(25) 「検討事項補足説明」三四頁(別冊NBL二三号)では、ドイツ民訴法における司法簡素化法により改正された書面尋問制度 が引きあいに出されている。とくに、司法簡素化法で、書面尋問の適用可能性が拡大されたことが引きあいに出されていることか ら、それが今次改正での書面尋問の利用拡大にも参考とされたことは疑いない。 |民事訴訟法学の現代的展開』七八二頁、七八四頁注(70)(成文堂、平成八年)参照。

第一章 ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度の導入

一 証人の書面尋問制度の導入——九二四年2PO改正

事訴訟法(ZivilprozeBordnung 以下では2POと略す)三七七条の前身であるCPO三四二条には、証人の書面尋問 を許容する定めは置かれていなかった。ドイツ民訴法に証人の書面尋問制度が導入されたのは、それから約五〇年 くとも法文上、証人の書面尋問の制度は存在しなかった。すなわち、今日証人の書面尋問制度を規定するドイツ民 一八七七年一月三〇日公布時のドイツ民事訴訟法典(Civilprozeßordnung 以下ではCPOと略す)には、少な

同改正によって、次のような証人の書面尋問を許容する規定が、三七七

条三項および四項として挿入された。 後の一九二四年の2PO改正の際である。

〈2PO三七七条〉

③証人において自己の帳簿(Bücher)またはその他の書類(Aufzeichnungen)に基づいてなすことを要するも のと予見される陳述が、尋問事項をなすときは、裁判所は、証人が予め書面によって証明問題 (Beweis

frage)に答えかつその返答の真実であることを宣誓に代えて保証する(unter eidesstattlicher Versicherung)場

④その他の場合においても、裁判所は、事件の状況に照らし (nach Lage der Sache)、とくに証明問題の内容 合、証人は期日に出頭することを要しない旨を命ずることができる。

意を与えたときにも、また右と同一の措置をとることができる。 (Inhalt der Beweisfrage) に鑑み証人の書面による陳述をもって十分であると認めかつ当事者双方がこれに同

年の2PO改正による証人の書面尋問制度の導入から第二次世界大戦にかけての同制度をめぐる初期の理論状況を 本章では、ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度の立法的および理論的展開の出発点として、一九二四

概観することにする。

まずその前提として、いかなる理由から書面尋問制度が導入されるにいたったのかを見ておきたい。この理

由または背景を知るには、 一九二四年の2PO改正の状況やその趣旨を知ることが有益であろう。一九二四年の2

PO改正法は、第一次世界大戦(一九一四年~一九一八年)中および大戦後の、ドイツ国民にとって社会的・経済的

に非常に厳しい時期を乗り切るための一連の戦時立法および応急措置的な緊急立法の後をうけた第一次改正法であ(4) この改正の契機は、 しかし、戦後まもない時期での改正とはいえ、その意義を戦後の社会状況とのみ結びつけることはできず、 すでにドイツ民事訴訟法典の公布後まもない時期に遡ると言われる。一八七七年の立法当初の

れ、それが司法の領域にも及んでいた。訴訟の領域では、訴訟の遅延化が進み、 様々な領域でそれまでの受動的姿勢から離れて国民の共同生活へ次第に積極的に介入していく傾向が現 訴訟が国民の直接的生活から次第

闘争に関するルールにすぎないと考えられていたが、すでに一八八○年代以降、

自由主義国家理念を基礎にし、傍観者の如く受動的な裁判所の面前で当事者が展開する自由な力の

国家が近代的な社会的福祉思想を

民事訴訟法は、

justiz)])、司法に対する国民の不満が高まり、ZPOの全面的改正の必要が確信されるまでになった。そこで開始 変更することを目標に掲げた。この改正の準備作業は、大戦と革命とによる中断を経て一九二〇年に再開された された改正準備作業は、手続にそれを推進する動的なモメントを導入し、そのために裁判所の権能行使を自由 に乖離して専ら記録と調書に基づく書面審理と化していたため(いわゆる「記録・調書司法(Akten- und Protokoll・ 訴訟を受動的な裁判所の面前での当事者の闘争から当事者と裁判所の間の共通の法発見を目指す作業共同体に

提供する既存の訴訟手続を早急に改革する必要から、大規模な訴訟改革を断念して、訴訟法の早期改正を目指すに(ア) が、インフレが進行する厳しい社会・経済状況下において、ライヒ政府は、訴訟引き延ばし可能性を殆ど無制限

その結果、ライヒ司法省において大臣エミンガー(Emminger)の下で作成された草案が、ライヒ議会の法律委

員会に提出され、 民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一) 審議・修正がほどこされた後、 一九二四年改正法の成立のはこびとなった。二四年改正法におけ

る主要な修正箇所としては、①期日および期間に関する当事者の支配の喪失、②集中主義(Konzentrations ⑥控訴理由書の強制、⑦和解手続(Güteverfahren)の創設などが挙げられる。 ③裁判所の実体的訴訟指揮義務の拡張、④記録の状態による裁判、⑤単独判事(Einzelrichter)

正の主眼は、訴訟の慢性的遅延、裁判所の過剰な負担、民事裁判の市民生活からの乖離といった民事司法の直面す 導入の狙いであったと推察される。 も、その制度による訴訟の促進と裁判所の負担軽減にあったと見ることができる。つまり、訴訟遅延の一因をなしも、その制度による訴訟の促進と裁判所の負担軽減にあったと見ることができる。つまり、訴訟遅延の一因をなし 導入するにいたった立法者の意思を資料に基づき確認することはできないが―証人の書面尋問制度の導入の目的 の意図もまた、一九二四年改正法の全般的な意図と切り離して考えることはできないであろう。すなわち、この改 た多数の証人を口頭尋問する負担から裁判所を解放し、手続の簡素化と集中を図ることが、証人の書面尋問制度の る緊急課題との取組みにあり、それゆえ、―本改正に関する直接的な立法資料がないため、証人の書面尋問制度を 証人の書面尋問の制度は、右の改革の一環として新設された制度である以上、この制度の導入を決定した立法者

(1) |九二四年二月一三日に Verordnung über das Verfahren in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten vom 13. Februar 1924 が公 公的な理由書の代わりをなしていると言って過言でないだろう。Vgl. Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., Einl. Rn. 123 Fn. 1 参照: ZivilprozeBordnung, 20. Aufl., 1979, Einl. Rn. 123 Fn. 4.)、一九二四年六月一日より発効した(一九二四年五月一三日の官報をも 布され(この改正に対してオーストリア民事訴訟法が多大な影響を及ぼした点につき、Stein-Jonas-Schumann, Kommentar zur が、一九二四年改正法と、同法から三一年草案に引き継がれた規定に関して詳細な記述を含んでいるので、その限度では、 って新民事訴訟法と新負担軽減令が告示された)。この二四年改正法に関する立法資料は、公表されていないが、一九三一年草案 訳出にあたっては、斎藤常三郎=中田淳一『外国法典叢書・独逸民事訴訟法Ⅰ』五三五頁(有斐閣、昭和一七年)を参照し

- (3) この点は、斎藤常三郎=中田淳一・前掲注(2)九頁以下に詳しい。本稿の記述も、同書一一頁とStein/Jonas, Zivilprozeßordnung für das Deutsche Reich, 12. Aufl., 1. Band, 1925, S. XXIX. に負うところが大きい。
- (4) 例えば、一九一五年九月九日の裁判所負担軽減令 Verordnung zur Entlastung der Gerichte(RGBl S.562)、その他の戦時立 法については、Stein/Jonas, a.a.O., S. XXVII. ならびに斎藤秀夫『戦争と民事訴訟法』三一頁以下(日本評論社、昭和一九年)
- (5) 一九二三年一二月二二日の民事法上の争訟における手続の促進のための命令(いわゆる促進命令)(VO zur Beschleunigung des Verfahrens in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten)
- 6 二〇世紀に入ると、2POの抜本的改革の問題が活発に議論された。Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., Einl. Rn.
- (~) Vgl. auch Goldschmidt, Zivilprozeßrecht, 1929, S. 19.
- (8) この草案および二四年改正法は、ライヒ司法省で準備されてきた民事訴訟改革の一部を先取りしていた。Goldschmidt, a.a.O.,
- (9) 例えば、一九二四年改正直後にヨーナスは、「一九二四年改正法により挿入された(三七七条)三項および四項は、 Zivilprozeßordnung, 12. Aufl., 1. Band, 1932, § 377 Anm. 6a の理由から、一定範囲で証明問題の書面による返答を規定する。」と記しており(Stein-Jonas, a.a.O., § 377 V S. 968)、キッシュ (Kisch, Deutsches Zivilprozeßrecht, 4. Aufl., 2. Band, 1920-1934, S. 105)。 巨趾 Seuffert-Walsmann, Kommentar zur 書面尋問制度につき、この口頭主義ならびに直接主義原則の例外は、期日の省略または短縮という目的を有すると述べている
- Freiburg, 1990, S. 18; auch Sydow-Busch-Krantz, ZPO und GVG, 19. Aufl., 1926, § 377 Anm. 6. Koukouselis, Die Unmittelbarkeit der Beweisaufnahme im Zivilprozeß, insbesondere bei der Zeugenvernehmung, Diss.

二 一九二四年改正法による証人の書面尋問制度の概要

的にどのように性格づけられ、そして実務上どのように取り扱われていたのかを概観する。(ユ) 次に、一九二四年改正により導入された証人の書面尋問制度が、導入の時点およびその後しばらくの間、 法

ており、すでに同じ立場の裁判例も見られた。これは、後述するとおり、以後ドイツにおいて今日まで一貫して支(4) そして、③当事者公開(Parteiöffentlichkeit)の欠缺、とくに当事者の発問権の欠落に存在する。その結果、 持されている理解であり、そして、それが制度導入直後から一般的であったことが伺える。 として位置づけた。この立場は、例えば、バウムバッハの注釈書をはじめとする他のいくつかの文献でも主張され mung minderer Art)として現れる。このように、ヨーナスは、証明問題の書面による返答を書証ではなく、人証 問題の書面による返答は、どの関連においても、通常の証人尋問に比し劣等な種類の証人尋問 誓の場合に比し刑法上の制裁が弱い「宣誓に代わる保証(eidesstattliche Versicherung)」で宣誓に代えていること、 の形式の証拠調べとの相違は、①尋問裁判官へ陳述を伝達する際の「直接主義(Unmittelbarkeit)」の放棄、 いる。すなわち、証明問題の書面による返答の場合には、人証(証人証拠)に代えて書証を用いるわけではなく、(2) たんに「簡易化された証拠調べ(証人尋問)の形式(vereinfachte Form der Beweisaufnahme)」が問題である。通常 面による証人陳述(schriftliche Zeugenaussage)」—の法的性質については、例えば、ヨーナスが次のように述べて まず、証人の書面尋問—「証明問題の書面による返答(schriftliche Beantwortung der Beweisfrage)」ないし「書 (Zeugenverneh · ② 宣

裁判所が証人に対して三七七条三項または四項の証明問題の書面による返答を命ずる権能を行使するか否か

当するか否かについては当初から見解の対立が存在していた。(タン) ると認める場合でないと、書面による返答を命じることができないと解されている。なお、四項が婚姻事件にも妥 および完全な宣誓による裏付け、証拠調べの際の当事者の協力なくして、裁判所の心証を基礎づけるのに十分であ 容にとっても、尋問されるべき証人の状況・教育程度・当事者に対する地位等によっても―陳述が証人の人的印象 り、三項と違い両当事者の同意が必要とされるとともに、裁判所は、事件の状態により―すなわち、証明問題の内(ア) 容を裁判所に伝える手段にすぎない場合に該当し、当事者の同意は必要ない。四項の場合は、それ以外の場合であ 同意した場合(四項)であるということである。このうち、三項の場合は、要するに、証人尋問が以前の記録の内 場合(三項)、または、裁判所が具体的な事件の状態により書面の陳述で十分とみなし、かつ、両当事者がそれに ればならない。その要件は、証人が帳簿または他の記録に基づいて行われると予見される陳述が尋問の対象をなす てに拘束されなかった。しかし、この権能を行使するには、同条三項または四項所定の要件を充足する場合でなけ 裁判所の「自由な裁量(freies Ermessen)」に属すると解されていた。したがって、裁判所は、当事者の申立(6)

たらなかった。 ⁽¹⁾ み責問することができるが、この瑕疵は、二九五条(責問権の放棄・喪失)により治癒しうるとされ、異論は見当 三七七条三項または四項に対する違反があった場合については、その違反は、終局判決に対する上訴によっての

受訴裁判所のみが、自己の心証の支えとするために証人の書面での陳述で十分であるか否かを判断することが 証明問題の書面による返答を命ずるか否かの証拠調べの方式の決定は、受訴裁判所の役目とされた。 なぜな

できるからである。したがって、裁判所が三項または四項の権能を行使する場合は、これを証拠決定によって言い 民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一)

ゆえ、返答しない場合、裁判所は、何らの強制手段も有しないし、不回答は、処罰の対象とならない。(ミシ 証人には、証明問題の書面による返答を命じられた場合、書面により返答する義務は存在しないとされた。それ(エヒ)

ないとされた。 知することは、三項によってけっして排除されるわけではない。ただ、この場合は、証人に証明問題の回答のため(16) の出頭は必要ない旨の通知とともに、期日に呼び出されることになる。しかし、同時の呼出しなしに証明問題を通(5) しい。証人からの返答を裁判所が受領した場合、これは、裁判所の事務課を通じて当事者に通知されなければなら(ឱ) の期間を設けることが合目的的であり、簡単な事実を付して証明問題を説明することが、場合によっては望まの期間を設けることが合目的的であり、(エン) 的場合として念頭に置いているから、通常、証人は、宣誓に代わる書面による証明問題の返答があれば彼の期日へ の通知は、三項により、期日への呼出しと合わせて行われる。法は、ここで受訴裁判所の面前での証人尋問を原則 証明問題の書面による返答の実施方法については、次のような処理が主張されていた。まず、証人への証明問題

合、最初の書面による陳述の際の宣誓に代わる保証は、尋問の際に必要な宣誓に代替しない。 なお、後から口頭尋問がなされる場合は、2PO三九八条の意味での反覆尋問 (再尋問)と解された。

u. 5. Aufl., 1930, S. 176) ′ ローヤハベ ベク(Rosenberg, Lehrbuch des Deutschen Zivilprozeßrechts, 2. Aufl., 1929, §121 IV 2(S ZivilprozeBrecht, 4.Aufl., 2. Band, 1929-1934, S. 104f.)、 H ミートン (Oertmann, Grundriß des deutschen ZivilprozeBrechts, 4 Juncker, Grundriß des Zivilprozeßrechts und des Konkursrechts, 3. Aufl., 1928, S. 258)′ キシム (Kisch, Deutsches 文献は殆どない。例えば、ゴールトシュミット (Goldschmidt, ZivilprozeBrecht, 1929, S. 19)、シュタイン=ユンカー (Stein-

(1) しかし、書面尋問制度の導入から第二次世界大戦の終結までの文献で、同制度を理論的にまたは実務的観点から詳しく扱った

- Aufl., 1927, S. 428)等の当時の代表的な教科書または体系書は、三七七条三項・四項の条文の要旨を述べるにとどまっている。 たがって、ここでは、当時の文献の限られた言及に基づいて整理することで甘んじなければならない。 387))、シメオン=ダーヴィト(Siméon-David, Lehrbuch der freiwilligen und streitigen Gerichtsbarkeit, 2. Band, 14. u.
- (2) Stein-Jonas, Die Zivilprozeßordnung für das Deutsche Reich, 12. Aufl., 1. Band, 1925, §377 V (S. 968f.)
- (3) Seuffert-Walsmann, Kommentar zur Zivilprozeßordnung, 1. Band, 12. Aufl., 1932, §377 Anm. 6a も、証拠調べの直接主義 の原則が、証明問題の書面による返答の場合に破られ、当事者公開主義が排除され、証人の宣誓が宣誓に代わる保証で代替される
- (4) Baumbach, Taschenausgabe der neuen Zivilprozeßordnung, 2. Aufl., 1925, §377 Anm. 8; Baumbach, ZPO, 8. Aufl., 1934 §377 Anm. 4 A (S. 679); Bernhardt, Rechtsstreit, 1939, §29III (S. 76); Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 Anm. 6a
- たがって書証の方法での証拠調べではなく、真正な、法律に基づく特別形式で可能な証人証拠である」と述べている。 KG, Beschluß v. 14. 3. 1936, JW 1936, 1309, 1310 は、証人の書面の陳述について、それが「手続法上口頭尋問に代替し、し
- (6) Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1(S. 969); Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 Anm. 6b. ゾイフェルト=ヴァルスマンは、 が人的陳述に代替しうるか否かの考量が決定的である、と述べる。 四項いずれの場合においても、命令が裁判官の裁量に依存するとし、裁判官にとっては、事情ととくに証明問題により書面の通知
- しない。以上につき、Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1 b (S. 969). 同意に関しては、同意は、証拠決定が下される口頭弁論の終結の時点に存在する必要があり、それまでは同意は撤回可能であ それ以後の撤回は、三六〇条の証拠決定の変更のきっかけを裁判所に与えうるとされる。この変更は、 相手方の同意を必要と
- (∞) Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1 (S. 969); Baumbach, Taschenausgabe der neuen Zivilprozeßordnung, 2. Aufl., 1925, §377 は認められないとする。また、Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1 (S. 969) は、本文で記した基準を、三項・四項に共通の基準として Anm. 7. Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 12 は、証人の信用性の審査が問題となる場合には、書面での陳述では十分と
- c は、三七七条四項は、婚姻事件に通用しないとする。Vgl. RGZ 130, 9. 掲げているほか、裁判所の業務状況は、裁量の際の判断基準としては問題にならないとする。 例えば、Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1 b (S. 969) は、妥当するとするのに対し、Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 Ann. 6

Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 1 b (S. 969); Baumbach, Taschenausgabe der neuen Zivilprozeßordnung, 2. Aufl., 1925, §377

早法七二卷四号(一九九七)

- Anm. 5; Baumbach, ZPO, 8. Aufl., §377 Anm. 4 A (S. 679).
- (⑴) Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 2(S. 969); Baumbach, ZPO, 8. Aufl., §377 Anm. 4 C(S. 680). しかし、この点については、異

論がある。Sydow-Busch-Krantz, ZPO und GVG, 19. Aufl., 1926, §377 Anm. 8 によれば、証拠決定の処理を受命裁判官または受

- 法を明らかにしていない限り、書面による証明問題の返答を命じることができるとされる。 託裁判官が行う場合、証拠決定の実施の仕方を決定する権限が彼らに付与されているという理由で、彼らも、受訴裁判所がその方
- Anm. 6c; Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 9. Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 3 (S. 969); Baumbach, ZPO, 8. Aufl., §377 Anm. 4 C, S. 680; Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377
- (🖺) Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 Anm. 6c; Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 9. 🛠 🕻 Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 Anm. 6c は、宣誓に代わる保証の義務も存しないとする。
- (片) Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 4 (S. 969); Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 9; Seuffert-Walsmann, a.a.O., §377 わず期日にも出頭しない場合は、三八〇条(証人の出頭義務違反)の処罰規定が適用されるとする。 Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 3 (S. 969). しかし、Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 9 は、証人が書面による返答を行
- (16) Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 4 (S. 969f.) (これは、外国の証人の尋問の場合に望ましいとされる。) ; Sydow-Busch-Krantz
- a.a.O., §377 Anm. 9.
- Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 4 (S. 970); Sydow-Busch-Krantz, a.a.O., §377 Anm. 10.
- Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 4 (S. 970).

Stein-Jonas, a.a.O., §377 V 4 (S. 970)

- Baumbach, Taschenausgabe der neuen Zivilprozeßordnung, 2. Aufl., §377 Anm. 8; derselbe, ZPO, 8. Aufl., §377 Anm. 4
- Baumbach, Taschenausgabe der neuen Zivilprozeßordnung, 2. Aufl., §377 Anm. 5.

献としてペヒの研究があることから、ここでは、彼の考察を手掛かりに書面尋問制度導入後の初期の段階での同制 度の適用範囲に関する議論状況を整理しようと思う。 だ、この制度の導入後まもない文献で、同制度について実務家の見地から比較的詳しい分析を試みている貴重な文 制度に対する評価をある程度推し量ることは不可能ではないが、その適用された範囲を画定することは難しい。た 当時の主要な教科書や注釈書に見られる証人の書面尋問制度の法的性質や法的取扱いに対する概観から、

同

点にある。 (2) 上、重大な疑念を抱かせると言う。彼によると、この制度が実務的に重要な意味をもたないとされる理由は、 一 ぺヒは、証人の書面尋問に関する新規定(ZPO三七七条三項・四項)が実際上あまり重要ではなく、 その

ぜ、どんな(より詳細な)事情に基づき、どんな計算方式にしたがってその問題がそのように返答されるのか等々 複雑な問題から離れて訴訟にとって重要であるもの)のみが適しているが、その種の証明問題は、 に答えてもらうことを望んでいる。このような場合、書面による返答は役に立たず、 ①書面による返答には、一般に、ごく簡潔な、内容上非常に明瞭かつ他の解釈の余地がない証明主題(その他の たいていの場合、当事者は、その問題に返答してもらうことを欲するだけではなく、それを越えて、 口頭の尋問は不可避である。 実務では非常に稀

②同じことは、四項の「その他の場合」に一層顕著にあてはまる。これにより、書面尋問の適用範囲は縮減す

非常に限定されたものであり、

まず第一に、法律家や医

る。

その種の尋問方式に一般的に適している者の範囲も、

認められる場合にのみ、 師のように間違いなく書面による陳述の能力を有するような人であって、その上で、その者の公平無私が最初から 書面尋問の方式が考慮される。

は、 の制度の適用範囲を特定しているように思われる。これは、 以上のようにペヒが証人の書面での返答の制度が実務的にあまり重要な意味をもたないとする理由は、 同制度に対し、 さらに次のような問題点を指摘する。 また書面尋問制度の有用性に対する疑問でもある。 同時にそ

拠調べが合議体の面前で行われるか、 ①証人と全く会っていない裁判所は、その者の人物と信用性について何らの印象も有していない。 単独判事の前か、 あるいは受命裁判官・受託裁判官の前かに関係なく、 裁判所は、

は証拠調べを嘱託された機関は、尋問されるべき者を見聞きし、そして証人の予測できない質問をなすことにより 調べの直接主義の下で行われる場合にのみ、この種の印象を獲得する。この場合にのみ、合議体、 受命裁判官また

彼の信用性についての直接的印象を得ることができる。

が容易に予想できる。 ③書面での宣誓に代わる保証は、 この危険は、 証人が自分の予期できない質問を受ける口頭尋問の際には阻止されうる 経験上、それを行う者に、裁判所での宣誓のようには真摯に受け止められな

②書面による返答の場合、証人を申請した当事者が彼と結託し、あるいは暗に彼の書面作成に影響を及ぼすこと

13

稀な例外事例にのみ限られてきた、と結論づけている。(4) 以上の点から、 書面尋問の方式は実務では殆ど行われないであろうし、 これまでその適用は、 とにかく

これに対して、 オーストリアの民訴法学者ポラークは、 彼の一九三一年の論文の中で、 この当時のドイツ民

ば、 も稀にしか利用していない、と記述している。人的印象なき尋問結果により判決基礎事実の認定がなされれば、(~) 問制度の撤廃を提言している。彼は、書面による陳述の場合に証人がいかに軽率に陳述をなしうるか、いかに容易問制度の撤廃を提言している。彼は、書面による陳述の場合に証人がいかに軽率に陳述をなしうるか、いかに容易 かに、ベルンハルトは、書面尋問の場合、一切の人的印象が欠けているとの理由で、 とを理由に、 通り、書面尋問の際に証拠調べの直接主義や当事者公開主義が放棄され、宣誓が宣誓に代わる保証で代替されるこ ことができないのかと疑問を提起し、書面尋問を許容する規定の撤廃を強力に主張している。ヨーナスが、前述の 疑問を提起する。そして、書面尋問制度により裁判所の負担軽減や証人の便宜の向上が図られることは確かである に真実を隠蔽しうるか、そして、彼が後から裁判所により口頭での陳述を強いられる可能性がいかに小さいか、 事訴訟法について、 それは、 軽率な虚偽の多い証人の増加が招来されることになる。彼は、当初の2POの口頭尋問の規範をなぜ実施する 口頭尋問の原則とその例外の関係が逆転する危険も生じうる。 裁判基礎の質の著しい悪化の危険が生じるし、負担過重に悩む裁判所が負担軽減のために書面尋問を多用すれ 証明問題の書面による返答を程度の劣った証人尋問と性格づけ、それに応じてその適用範囲を限定的 裁判基礎の重大な悪化により賄われているとする。その結果は、彼によれば、不当な判決の数の増大 ペヒや、さらにポラークと共通の疑問を書面尋問に抱いていたとみることができよう。このほ(6) 書面尋問の制度の――とくに裁判の基礎の正当性に対する――危険を重大視するとともに、書面尋 裁判所はこの可能性を正当に

書面尋問の活用により訴訟促進や裁判所の負担

九三〇年ごろのドイツでその制度がかなり利用されているとの印象を表明している者も存在するが、右のベルン

成果をあげていたかは、明らかではない。ポラークのように、

ルトの記述や実務家であるペヒによる疑問の表明から察するに、

民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一)

この制度がその導入後実際にどの程度利用され、

軽減を図るという立法者の期待した結果が出るには到らなかったようである。(ユウ)

- Paech, Zur Frage der Bewährung der Zivilprozeßnovelle in der landgerichtlichen Praxis, ZZP 49 (1925), 324f
- 2 Paech, ZZP 49 (1925), 324

Paech, ZZP 49 (1925), 325

3

- $\widehat{\underline{4}}$ Paech, ZZP 49 (1925), 325
- (5) Pollak, Ueber einzelne Entscheidungsgrundlage erster Instanz, Judicium, 3. Jahrgang (1931), S. 304f. しかし、これに対 して、ローゼンベルクは、書面による陳述で十分であり、証人が裁判所への出頭を免れうる多くの場合が存在すると、反論する (Rosenberg, Zu dem Entwurf einer Zivilprozeßordnung, ZZP 57 (1933), 328)°
- (6) Stein-Jonas, Die Zivilprzeßordnung für das Deutsche Reich, 12. Aufl., §377 V(S. 968f). バウムバッハも、証人の書面に けている、とする(Baumbach, ZPO, 8. Aufl., §377 Anm. 4 A)。 よる陳述は、口頭による陳述よりも一層疑いをもって慎重に評価されねばならず、書面による場合、当事者公開の有益な影響が欠
- (~) Bernhardt, Rechtsstreit, S. 76
- (8) Pollak, Judicium, 3. Jahrgang, S. 304 は、「現行の実務からの経験により、書面による証人陳述は、口頭による証人陳述より 優勢であり、証人が裁判所尋問や交互尋問(Kreuzverhör)からかなり守られているということが認められる。」と述べている。 ていたことが判明した、というものである。 て質問したく、彼をウィーンに呼び出して尋問したところ、ウィーンの原告側弁護士もドイツの弁護士も証人陳述の草稿を作成し を自分の陳述として持ち出すという形であった。ウィーンの商事裁判所は、これで満足せず、その提出された著作物の成立につい る証人が、まず司法共助の方法でドイツの区裁判所を通じて尋問されたが、その尋問の仕方が、当該証人が提出した分厚い著作物 また、彼は、別稿(Pollak, Schriftlich abgelegte Zeugenaussage, Judicium, 4. Jahrgang(1932), S. 71f.)で、次のような実際の ケースを挙げている。そのケースというのは、ドイツの株式会社がオーストリアの商事会社に対して提起した訴訟で、原告の主た
- て差し出すという現象が頻繁になっているとし、同草案がこれに対し態度表明をしていないことを残念がっている(Rosenberg ローゼンベルクは、一九三一年の民事訴訟法草案との関連で、証人が書面に纏めたものを携帯して、裁判所に自己の陳述とし

ZZP 57, 328f.)。この手続現象に対して、ローゼンベルク自身は、とくに、当事者の一方の弁護士が証人の書面による陳述を作成 した場合に、重大な疑念が存在するして、新民訴法は、裁判官が書面の成立を解明し、その内容を証人と十分に討議し、曖昧な点

や不明瞭な点を発問によって除去しなければならない旨を定めるべきであると主張する。

(⑴) 第二次世界大戦前またはその期間中のZPO三七七条三項・四項に関する判例や裁判例が注釈書などに殆ど引用されていない ことも、これを裏付けるかもしれない。

第二章 ドイツ民事訴訟法における証人の書面尋問制度の展開

一 戦後の証人の書面尋問制度の概観

する)。司法簡素化法により改正されるまで、三七七条三項および四項が規定してきた証人の書面尋問制度はどの り修正が加えられるまで、まったく変動がなかった(以下では、一九九〇年改正後の三七七条を「新三七七条」と表記 の段階で、証人の書面尋問制度の改革問題が生じるに伴い、 な体系書や注釈書を手掛かりに整理することにする。また、一九八○年以降、司法簡素化法による改正の準備作業 司法簡素化法による改正までの期間の証人の書面尋問制度に関する実務および理論の展開を、その間に現れた主要 ように実務で利用され、そして、その適用範囲等の理論的問題がどこまで解明されてきたのか。本章では、 一九二四年2PO改正で挿入された三七七条三項および四項は、法文上は、一九九〇年の司法簡素化法によ 従前の書面尋問制度を比較的詳しく扱った文献も現れ

ており、

民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一)

その種の文献の出現も右の整理に資するであろう。

5

た。例えば、シュタイン=ヨーナス=シューマンの注釈書(第二○版)は、証明問題の書面による返答を、証人証 による返答は、証人証拠として位置づけられ、けっして証人証拠を書証によって代替するものではないと解され 証明問題の書面による返答の法的性質については、一九二五年改正直後の理論状況と変わらず、書面

することを明言している。 に書面による証明問題の返答を人証と捉える立場に異論を唱えるものは見当たらないし、BGHもこの立場を採用 拠(人証)を書証で代替するものではなく、たんに簡素化された証拠調べ(証人尋問)の形式と捉える。このよう(2)

属し、裁判所は、権能の行使に際し、当事者の申立てに拘束されないとされた。したがって、当事者が証人の口頭(5) 裁判所が三七七条三項および四項所定の権能を行使するか否かは、初期の見解と同様、裁判所の裁量に

尋問を申し立てても、三七七条三項・四項所定の要件を充足していれば、裁判所は、書面尋問を命じることができ

裁判所がいかなる場合に証人の書面での陳述を命じうるかが、三七七条三項または四項所定の要件を充足する場

場合で、証人が予め書面をもって証明問題に答え、かつ、その返答の真実なることを宣誓に代えて保証するとき(6) (三項)か、②その他の場合でも、事件の状況から、とくに証明問題の内容に鑑みて証人の書面による陳述で足り 合に分け、まず、①証人が帳簿またはその他の書類に基づいて行う必要があると予見される陳述が尋問事項をなす 合にあたるか否かにかかっていたことは言うまでもない。戦後も、たいていの論者は、三項・四項のそれぞれの場

とができるとしていた。前者では、個別的な質問の必要がないような書面記録の再現が主として問題となって ると認め、かつ、当事者双方がこれに同意したときに(四項)、裁判所は、証明問題の書面による返答を命じるこ

いる。とくに後者では、証人の教育度、証人の人的信頼性、(8) 証明問題の難易等の一切の事情を評価した上で、 書面

による陳述で足りるか否かが判断される。

これに対して、シュタイン=ヨーナスの注釈書の改訂者シューマンは、ヨーナスの立場を引き継いで、三項と四

事件の状況に照ら

あろうと認める場合にはじめて、証人の書面での陳述を命じることができるとする。また、その際、裁判所の事務(回) 項に分けてそれぞれの要件を提示する前に、両者に共通の要件を掲げた。すなわち、裁判所は、 陳述が人的印象なくしても、また証拠調べの際の当事者の協力なくしても、 し―すなわち、証明問題の内容や、尋問されるべき証人の状況・教育程度・彼の当事者に対する関係に照らして― 裁判官の心証を基礎づけるのに十分で

処理量が顧慮されてはならないとする。そして、その上で、当事者の同意のないときは、三項所定の場合、

すなわ

れるとされ、その他の場合には、四項所定の通り、当事者の同意が必要とされる。(エン ち証人証拠が主に過去の記録の内容を裁判所に伝える手段にすぎない場合においてのみ、書面での証人供述が許さ これら二通りの要件分類化の仕方について、結論的に差異が生じたかは即断できないが、一見したところでは、

れない。しかし、もう一方の立場でも、三項、四項それぞれにつき要件をさらに詰めれば、結果的にシュタイン等 シュタイン=ヨーナス=シューマンの提示する共通要件は、三項や四項がそれぞれ規定する要件よりも詳細であ 考慮すべきファクターも豊富であることから、書面での証人供述の許容範囲が狭まる可能性が高かったかもし

の見解との間に差異が生じないことも十分ありえたであろう。

れまでは同意は撤回可能であるというのが、 四項の場合に要求される当事者の同意は、証拠決定が下される口頭弁論の終了の際に存在しなければならず、そ 制度導入以来一貫して支配的な見解であった。婚姻事件に四項が適用

早法七二巻四号 (一九九七)

できるか否かは、この制度の導入以来争われてきた問題であるが、四項の書面尋問が裁判所なくして実施できない 以上、書面尋問を許容しても懸念はないなどとして、四項の適用を肯定する立場が有力となったようである。(シビ

書面による陳述の取寄せは、所掲の要件を欠く場合、不適法であり、三七七条三項および四項の違反は、終局判書面による陳述の取寄せは、所掲の要件を欠く場合、不適法であり、三七七条三項および四項の違反は、終局判

判例であった。(16) 決に対する上訴によってのみ責問することができるが、その瑕疵は二九五条により治癒しうる、というのが通説

なくなった。したがって、裁判所が三項または四項の権能を行使しようとする場合、これは、受訴裁判所が証拠決 や受託裁判官にも、その判断権能があるとする見解も存在したが、その後、その種の見解をとる文献は見うけられい受託裁判官にも、その判断権能があるとする見解も存在したが、その後、その種の見解をとる文献は見うけられ この証拠調べの方式の決定は、受訴裁判所の権限である。この点については、初期の段階では、受命裁判官(エク)

を命じることができたが、改正後は、それはもはや不可能となった。 化法(Vereinfachungsnovelle)による改正で二七二条のbが削除されるまでは、弁論準備処分として裁判長がこれ 定において言い渡されなければならないということになる。なお、書面による陳述は、一九七六年のいわゆる簡素

で違いはない。 の学説と同じであり、したがって、書面での返答の命令に証人が応じない場合の効果も、 証人が、書面による陳述をなす命令を受けた場合、書面により証明問題に返答する義務を負わないことは、 無強制、無処罰という点 初期

また、手続に関しては、証人への証明問題の通知が期日呼出しと一緒に行われること、同時に期日呼出しをせず

を設定しておくことが適当であること)など、初期の文献で指摘されているところと変わる所はなかった。このほか に証明問題の通知のみをなすことも禁じられていないこと(この場合は、 証人に証明問題の書面での返答のための期間

右のいずれの方式によるにしても、 証明問題を通知するに際し、 証言拒絶権や宣誓拒絶権について教示する

覆に関する定め(三九八条)に従って判断することとされた。例えば、証人の人的印象に重大な意義が認められる(ミジ ない。書面で証明問題につき陳述した証人をさらに口頭で尋問する必要があるか否かは、裁判所が、証人尋問の反(②) ことが要求されている。 人から書面での返答を入手した場合、 裁判所は、 事務課を通じて当事者にその入手を通知しなけれ

口頭で尋問される必要のある場合と認められた。(24)

当者が交代してきたにもかかわらず、当該部分は、基本的に一九二五年版のヨーナスの記述と変わっていない。 書を見ても、その間に同書の三七七条三項・四項に関する解説部分についてシェンケ、ポーレ、シューマンと、 は、 較的詳しく考察したククゼリスの論文が現れたので、これを主に参考にしながら、一九二五年改正から一九九〇年 だ、証人の書面尋問の適用限界については、司法簡素化法による改正の直前に証拠調べの直接主義との関連から比 に目を向けても、目新しい記述や指摘などを見いだすことは難しい。例えば、シュタイン=ヨーナスの代表的注釈 初期の学説に比して特筆すべき変化や展開を遂げなかったようである。戦後公刊された主要な教科書や注釈書 右に概観したところからも明らかなとおり、戦後、証人の書面尋問に関する理論および運用は、 全般的に 担

 $\widehat{\underline{1}}$ Die Unmittelbarkeit der Beweisaufnahme im Zivilprozeß, insbesondere bei der Zeugenvernehmung, Diss. Freiburg, 1990. Reinecke, Die schriftliche Zeugenaussage im deutschen Zivil- und Arbeitsgerichtsprozeß, ZRP 1989, 404; Koukouselis 改正まで存続した旧「証人の書面尋問」の制度の問題点とその適用限界に関する議論を次に紹介することにする。

(~) Stein-Jonas-Schumann, Kommentar zur Zivilprozeßordnung, 20. Aufl., 1988, §377 Rn.35

- (∞) Bernhardt, Grundriß des Zivilprozeßrechts, 2. Aufl., 1951, S. 119; derselbe, Das Zivilprozeßrecht, 3. Aufl., 1968, S. 149.
- 236; Baumbach-Lauterbach, ZPO, 20. Aufl., 1951, §377 Anm. 3 A; Peters, Der sogenannte Freibeweis im Zivilprozeß, 1962
- nehmung)」を許容するとし、この証拠が文書の方式をとっていても、書証の規定に服しないと述べている。 ordnung und Nebengesetze, 2. Aufl., 2. Band, 1976, §377 C u. C I は、三七七条三項・四項が「書面尋閱(schriftliche Ver-S. 113; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 42. Aufl., 1984, §377 Anm. 3 A; Reinecke, ZRP 1989, 404. その他の文献は 人証であるという言い方はしていないが、それを当然の前提としているように思われる。例えば、Wieczorek, Zivilprozeß
- (4) BGH LM §377 ZPO Nr.4 zu 3 der Gründe=MDR 1968, 132

(10) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 37; Wieczorek, a.a.O., §377 C1; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 42

- (6) 陳述の正当であることの宣誓に代わる保証は、三項でしか言及されていないが、証人についての裁判所の人的印象の欠缺のゆ Aufl., §377 Anm. 3 A; Koukouselis, a.a.O., S. 62. [義務的裁量 pflichtgemäßes Ermessen])。 えにこれが要求されている以上、書面による陳述の場合全般において、宣誓に代わる保証は要求された(Baumbach-Lauterbach-
- (\sim) Nikisch, Zivilprozeßrecht, 1950, S. 351; Schönke-Schröder-Niese, Zivilprozeßrecht, 8. Aufl., 1956, §65IV 2; Rosenberg-Hartmann, ZPO, 42. Aufl., §377 Anm. 3 A.)°
- Schwab, Zivilprozeßrecht, 14. Aufl., 1986, §123 VII 2; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 42. Aufl., §377 Anm. 3 B Koukouselis, a.a.O., S. 58ff.; Wieczorek, a.a.O., §377 C III.
- 9 (∞) Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 B a Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 B b aa
- Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 37; BPatG GRUR 1978, 358
- Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 38
- Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 39; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 B b bb; Reinecke, Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 39
- ZRP 1989, 405. Wieczorek, a.a.O., §377 C III b せ に撤回できるとする。また、証人を呼び出したところが、証人が書面による陳述を提出してきた場合、それから当事者が同意を与 同意の訴訟上の意思表示は証拠決定の言渡しもしくは証人への依頼まで自由

- えることを認めるものとして、Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 39; Reinecke, ZRP 1989, 405
- る見解(Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 39; Reinecke, ZRP 1989, 405; KG, DR 1940, 1693)と否定する見解 なお、2PO一二八条二項による口頭弁論なき裁判の同意が証人の書面尋問に対する同意を包含するか否かについては、肯定す
- (Wieczorek, a.a.O., §377 C III b) が対立していた。
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Wieczorek, a.a.O., \(\frac{\pi}{377}\) C III b; Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., \(\frac{\pi}{377}\) Rn. 39. Schönke-Schröder-Niese, a.a.O., \(\frac{\pi}{65}\) IV 2 も、婚姻事件および家族上の身分事件において職権探知主義が妥当する場合にも、裁判所は、証明問題の書面による返答を命ずる ことができるとする。
- (15) So Rosenberg-Schwab, a.a.O., §123 VII 2 ; BGH, MDR 1970, 135. ただし、所定の要件を充たさない場合につき、これを書 証として扱うとする見解があった(Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 42. Aufl., §377 Anm. 3 A)。なお、三七七条三項、 (Wieczorek, a.a.O., §377 C II a)° 四項の要件が存在するかぎり、書面による返答の命令またはその命令の不作為に対しては、不服申立てはできないとされた
- (4) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 40; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 4; Rosenberg-Schwab a.a.O., §123 b; Wieczorek, a.a.O., §377 C II a; Reinecke, ZRP 1989, 405; BGH, FamRZ 1970, 22; BVerwG, NJW 1961, 379.
- (氧) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 41; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 C. その理由は、受 訴裁判所のみが、自己の心証を基礎づけるのに証人の書面での陳述で十分であるか否かを評価することができるからである。
- 四九条)の判断でも可能と解している。単独裁判官は、受訴裁判所と同一視することができるし、裁判長については、それがここ の改正後は、もはや妥当しえない。 で挙げられているのは、同書が簡素化法改正以前のものであるからであろう。本文で触れた通り、これは、簡素化法による同規定 できないが、受訴裁判所のほかに、単独裁判官(ZPO三四八条、五二四条)や裁判長(ZPO〔旧〕二七二条のb二項四号、三 前述第一章・二注11参照。なお、Wieczorek, a.a.O., §377 C II は、受命裁判官や受託裁判官の判断で書面尋問を命ずることは
- (至) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 42; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 D; Wieczorek a.a.O., §377 C IV b
- Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 43; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377 Anm. 3 D; Wieczorek,

早法七二巻四号(一九九七)

Anm. 3 D)° a.a.O., \$377 C IV b. 書面による返答のための期間を設定したところ、期間が過ぎても返答の書面が提出されない場合や提出が拒 絶された場合、速やかに期日が指定され、証人の呼出しが行われることになる(Baumbach-Lauterbach-Hartmann, a.a.O., §377

- (আ) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 43; Wieczorek, a.a.O., §377 C IV a 1.
- (2) Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 44.
- 間に当事者が責問せずに弁論した場合にはじめて問題となるとされることから、シュタインの注釈書とは若干理解が異なる。 これに対して、Wieczorek, a.a.O., §377 C IV c は、書面尋問によって当事者や裁判所の質問が排除されるわけではないから、事 情によっては、裁判所は、書面の報告に続いて尋問しなければならないとする。同書によると、三九八条による反覆尋問は、その Stein-Jonas-Schumann, a.a.O., §377 Rn. 44; vgl. auch Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 42. Aufl., §377 Anm. 3 A

BGH, LM §377 ZPO Nr. 4=MDR 1968, 132

証人の書面尋問の許容範囲―ククゼリスの研究を中心にして―

証明問題の書面による返答を規定する三七七条三項および四項のうち、三項の場合は、書面による陳述の対

る商人など)。この書面による陳述の場合、口頭主義は違反されており、また、証拠調べは、判決裁判所が証人に されるような者が意図されていた(例、臨床記録に基づいて報告する医師や、自己の商業帳簿にある事実について陳述す 象となるのは、 められない。以上の点は異論がないと思われる。ククゼリスは、この場合を直接主義原則に対する例外として捉 ついて直接的印象を得ることができない点で、間接的に行われている。さらに、当事者公開や当事者の発問権も認 帳簿その他の書類にある情報のみであり、陳述をなす者としては、職務活動上帳簿等の作成を要求

える。これが直接主義原則の違反となるかは、一考に値するであろう。直接主義は、形式的直接主義(formelle

のが書証として提出された場合に、判決裁判所がそれを書証として取り調べることは、(形式的) 証人の書面での陳述の場合は、証拠調べの形式的直接主義に違反すると言う。例えば、第三者が書面で陳述したも証人の書面での東述の場合は、証拠調べの形式的直接主義に違反すると言う。例えば、第三者が書面で陳述したも ツ刑事訴訟法二五〇条参照)―実質的直接主義は妥当しないとしている。ククゼリスも、右の通説を前提とするが、(②) ら違反していないが、判決裁判所が、当事者が証人申請した者を口頭ではなく書面で尋問する場合は、裁判所が直 Unmittelbarkeit)と実質的直接主義(materielle Unmittelbarkeit)に分類されるが、今日までドイツ民事訴訟法に 人の書面による尋問は、 おける通説は、民事訴訟において証拠調べの形式的直接主義が原則として妥当し―刑事訴訟におけると違い(ドイ 証人という証拠方法に接するのではなく、書面を介することで、直接的接触が妨げられていることになり、 形式的意味における直接主義の違反にあたるというのであろう。 直接主義には何

証人が書面で陳述すれば、証人は裁判所へ出頭する必要がないので、証人にとっても、当事者や裁判所にとっても 証人尋問期日が省略でき、第二に、過去の書類の再現の場合、証明問題に対する書面での返答は、裁判所の負担軽 ククゼリスによれば、この証拠調べの直接主義原則の例外は、実際的理由によって正当化される。まず第一に、(4)

減と手続の簡素化にとって重要な役割を果たすとともに、より迅速な権利実現に奉仕するからである。

判決裁判所の構成員のうち誰も証人についての直接的印象を得ていないからである。また、証人は、 官や受託裁判官による証拠調べの場合よりも重い、とククゼリスは言う。その理由は、彼によると、前者の場合、官や受託裁判官による証拠調べの場合よりも重い、とククゼリスは言う。その理由は、彼によると、前者の場合、 一 これに対して、三七七条四項による証人の書面での陳述の場合は、直接主義原則の違反の程度は、受命裁判 影響を及ぼす危険が大きいからである。 自分の陳述に対して心構えをする余裕があり、さらに、その陳述の書面化に際し、当事者の一方が関与 書面による陳

ア

不可能であるとされる。 しの時点で、書面による陳述が裁判官の必要かつ適正な心証を根拠づけるのに十分であるか否かを審査することは 問題の重要性や証人の教育程度・信頼性といった考慮事由が、通常、証拠調べの後で判明することから、証人呼出 項の場合、その命令が「事件の状況」や「証明問題」といった不特定な要件にかからしめられていることや、 危険性が高く、さらに、後から口頭尋問が行われることになれば訴訟が一層遅延する可能性も大きい。その上、四 よる陳述の命令には疑問な点が多く、また、そればかりか、結果的に手続の複雑化や裁判所の負担増大を招来する したがって、ククゼリスによれば、 四項の場合は、過去の書類の再現が問題となる三項の場合に比して、書面に 証明

ず、三七七条三項の場合は、その適用が、口頭主義や直接主義などの他の手続原則と結びついた手続簡素化への法 要であるとして、三項・四項のそれぞれの規定に基づく書面による陳述の適用限界を検討する。彼によると、 || ククゼリスは、右の考慮を前提に、直接主義に違反する証人の書面による陳述の命令の際の限界の究明が必

指向下に置かれる。そこから、裁判所は、以前の書類の再現として書面による陳述を、法定の要件が充足され、

つ「書面の陳述が、証人についての直接的な印象がなくても裁判官の心証を支えるのに十分であると期待できる場

面での陳述(の命令)の場合にすでに、原則的にそれを差し控えることが要求される。 頭の尋問が命じられるべきであるとする。したがって、ククゼリスによると、以前の書類の再現としての証人の書 合目的性(手続の簡素化)について十分な確信を得なければならない。この合目的性に僅かでも疑問があれば、 合」にのみ、命じてよいとする。つまり、裁判所は、具体的事情、証人の信用性の評価を通じて書面による陳述の 口

次に、三七七条四項による口頭尋問の代用としての書面での陳述の命令の場合、ククゼリスによれば、三項

によるよりも一層制限的な取扱いが指示される。彼は次のように述べる。(ほ)

できるように受訴裁判所の面前で実施されなければならない。 証人の信用性の批判的な吟味が不可欠である。したがって、通常は、 見込まれ、 証人の書面での陳述の場合、証人についての人的・直接的印象と、 裁判所と当事者の協力が明確な結論を得るのに必要ないとみられる場合でなければ許されない。 四項による口頭尋問の代用としての書面での陳述は、 当事者の直接関与による有効な作用がありえ 一切の重要な点につき完全かつ明確な報告が 尋問は、 裁判官の必要かつ適正な心証を形成

準を三七七条四項に準用することが許される。これまでの通説が前者につき、個々の主要でない副次的な証拠を取 不特定であることから、 件の慎重な解釈を要求する。三七七条四項は、①事件の状況、(4) 三七七条四項も、五二四条二項・三四九条一項も、 ても適切に評価することができる」との要件(五二四条二項、三四九条一項)(ほ) べ(の命令)のための要件として法律上要求される「証拠調べの結果を証拠調べの経過に関する直接的印象なくし を十分とみなすか否か、 「頭尋問に代わる書面による陳述の命令について、ククゼリスは、 いずれも直接主義原則の例外であるという点で共通しており、 三七七条四項の適用領域が残されているのかすら疑わしくなるが、彼は、 単 ③が最も重要であるとし、 の三つの要件を置いたが、ククゼリスは、 強判事による証拠調べを許容していることから、三七七条四項の場合も、 この要件が、 裁判所の負担軽減と手続の簡素化という同一の法目的に基づく ②証明問題の内容、③裁判官が書面による証人陳述 控訴審および商事部の準備単独判事による証拠調 前二者が直接主義の破棄の要件としてあまりに それゆえ、 右のような基本的立場をとるので、 と類似性をもつとする。彼によると、 五二四条二項・三四九条 右の趣旨に則り、 個々の副次的な 同規定の要 その立場 項の基

証拠を取り調べる限度で(もちろん両当事者の同意も必要であるが)許容できるとされる。(エン)

疑問があれば、当事者の同意にかかわらず口頭による尋問を実施すべきものと解される。このククゼリスの見解 は、彼の「証拠調べの直接主義の原則とその例外が公益に奉仕する」との前提に基づいている。この理解は、 あるからといって、いわばそれに拘束されるかたちで即座に命令を出してはならず、むしろ、その命令に少しでも くても命じることができないという趣旨で設けられている。また、裁判所としては、当事者の同意による申立てが(ミヒシ とに対する当事者サイドからの抑制として、つまり、当事者の同意がないかぎり裁判所は書面による陳述を命じた ククゼリスによると、四項の場合に要求される当事者の同意の要件は、裁判所が書面による陳述の命令を出すこ さら

に次の点で重要な意味をもってくる。

も同種の問題が生じうるからである。 になる。この問題は、 説・判例の立場であった。しかし、ククゼリスのように証拠調べの直接主義とその例外に関する規定が公益(とく とは許されない。それゆえ、ククゼリスによれば、三七七条三項・四項違反は、二九五条により治癒しえないこと るとする一方で、この違反の手続瑕疵は、2PO二九五条(賣問権の放棄・喪失)により治癒しうるとするのが通 いは準備単独判事などによるいわば間接的な証拠調べが、その法定の要件を充足していないのに実施された場合に に真実発見、場合によっては手続促進)に奉仕するものであると解するならば、その規定を当事者の処分に委ねるこ 既述のとおり、三七七条三項・四項違反につき、終局判決に対する上訴によってその違反を主張することができ 証拠調べの直接主義全体に関わる重要問題である。例えば、受命裁判官や受託裁判官、

なお、 証人の書面による陳述の取扱いについて、ククゼリスは、 書面による陳述が口頭による陳述よりも一

が存在する場合は、証人の再度の、それも口頭による尋問が命じられなければならないとする。また、裁判所は、(22) 査し、曖昧な点や不明瞭な点、誤りなどがある場合に、それらを是正する必要があるとし、書面による陳述に疑義 層批判的に評価されなければならないとの立場から、書面による陳述の証拠評価に際して裁判官が書面の成立を調

べに立ち会っていない)当事者に証拠調べ結果について意見表明する機会が付与される必要があるからである。

書面による陳述の結果を当事者に通知しなければならないとする。これは、法的審問請求権の保障から、(※)

(証拠調

以上のククゼリスの「証人の書面での陳述」の適用に関する考察は、けっして新しいものを提示したわけではな

いが、一九二五年2PO改正で導入された三七七条三項・四項の下での証人の書面による陳述の制度の適用問題に

関する理論的到達点をあらわしているといってよいかもしれない。

- Freiburg, 1990, S. 59 Koukouselis, Die Unmittelbarkeit der Beweisaufnahme im Zivilprozeß, insbesondere bei der Zeugenvernehmung, Diss
- 法六五卷一号八一頁参照 namentliche Benennung des Gewerkschaftsmitgliedes, SAE 1993, 302, 309. 拙稿「民事訴訟における自由証明の存在と限界」早 wie der ZPO?, Diss. Kiel, 1972, S. 47ff., 54ff. Vgl. Schilken, Beweis des "Vertretenseins" einer Gewerkschaft im Betrieb-Z.B. Koukouselis, a.a.O., S. 79ff. Anders Rohwer, Materielle Unmittelbarkeit der Beweisaufnahme-ein Prinzip der StPO
- 3 Koukouselis, a.a.O., S. 58f
- 4 Koukouselis, a.a.O., S. 59

Koukouselis, a.a.O., S. 60

- この理由は、受託裁判官の場合にはあてはまらないであろう。 なぜなら、受託裁判官は、 判決裁判所の構成員ではないからで
- (7) さらに、 書面での陳述は、 曖昧・不明瞭な点や誤謬を含む可能性がある。

- 8 Koukouselis, a.a.O., S. 60.
- 9 Koukouselis, a.a.O., S. 60f.

10

Koukouselis, a.a.O., S. 62ff.

- 11 Koukouselis, a.a.O., S. 62.
- 12 Koukouselis, a.a.O., S. 63.
- 13 Koukouselis, a.a.O., S. 63.

14

Koukouselis, a.a.O., S. 64.

- 15 Vgl. Koukouselis, a.a.O., S. 41ff.
- 16 Koukouselis, a.a.O., S. 64.
- $\widehat{18}$ 17 Koukouselis, a.a.O., S. 65. Koukouselis, a.a.O., S. 64.

19

Koukouselis, a.a.O., S. 65.

- $\widehat{20}$ (Münchener Kommentar zur ZPO-Prütting, 1992, §295 Rn. 19f.; Weth, Der Grundsatz der Unmittelbarkeit der Beweisauf. この点については、二九五条により手続違反も治癒しうるというのが今日の通説であるが、近時、有力な反対説も存在する Koukouselis, a.a.O., S. 66.
- (\mathfrak{A}) Koukouselis, a.a.O., S. 67f. nahme, JuS 1991, 36)。なお、これにつき、Münchener Kommentar zur ZPO-Musielak, 1992, §355 Rn. 17 も参照。
- Koukouselis, a.a.O., S. 68.

Ξ

1 証人の書面による陳述の問題性

主義の放棄、の三点にあると思われる。 警戒感を抱いた主たる理由は、整理すると、①宣誓に代わる保証、②当事者公開(とくに発問権)の欠缺、 釈書の記述の中に見出すことができる。ククゼリスも含め、これらの論者が証人の書面による陳述の適用に対して(ユ) ような姿勢は、前述の通り、古くは、ヨーナスの注釈やペヒの論説に認められるし、戦後も、主要な体系書や注 前節のククゼリスの所論で一貫しているのは、 証人の書面による陳述を慎重に利用する必要性である。 ③ 直接

①については、宣誓に代わる保証が、経験的に、 裁判所の面前で行われる宣誓ほどには、 保証をなす者に真

面目に受け止められず、また、それが宣誓に比較すると弱い刑事制裁の下にあることから、虚偽の陳述の可能性が(ヨ)

大きいということであろう。(4)

見ても、 ②は、証人の口頭尋問の際と違い、当事者が尋問に立ち会って発問する機会がなくなるということ、裁判所から 直接証人に質問して不明瞭な点を明らかにしたり、証人に彼の予期せぬ質問を行うことを通じて、証言の

信頼性を評価する機会が存在しないことを意味する。(5)

③の直接主義の違反も、②とならんで重視される観点である。これは、裁判官は証人に直接接しないがゆえに、(6)

証人についての直接的な印象を得ることが不可能であるということである。証言の証拠価値を判定する上で、証人

たる人物の信頼性が非常に重要なウェイトを占めるが、直接的印象を有しない裁判官にとって証人の人的信頼性を 早法七二巻四号(一九九七)

判断することは非常に難しい。したがって、証人についての直接的印象は、本来、証人尋問が単独判事の面前であ も真実発見にとってさらに大きな危険を内蔵する、という見方も可能となる。(9) ることができるのであって、証人の書面での陳述は、受命裁判官や受託裁判官による間接的な証拠調べの場合より 合議体の前であれ、受命裁判官や受託裁判官の面前であれ、裁判官の面前で直接行われる場合にのみ、

きるだけ狭く画そうとする見解が主張された一般的な理由が存在する。 ということも、さらに証人の書面の陳述の問題性を助長しうる。以上の点に、三七七条三項・四項の適用範囲をで 裁判外で書面が作成されることから、当事者の一方が当該証人に対して陳述内容に影響力を及ぼす危険が大きい

(旧)三七七条三項と四項の差異

慎重さの程度には差異が存在すると見られる。結論を先に言うと、三項の場合よりも四項の場合の方が訴訟結果に なっていた。いずれの場合についても適用の差控えが多くの論者から提唱されたが、各項の適用の際に要求される

三七七条三項と四項は、証人の書面による陳述を許容するといっても、それぞれの適用場面および要件が異

人に口頭で証言させても、 帳簿などの書類の内容を述べるにすぎないということが見込まれる場合である。すなわ

対してもつ危険性が大きいと考えられていた。まず、三項により証人の書面による陳述が許容されるのは、

結局証

ち、その内容が固定された書類や記録を再現するものとして証人の書面による陳述が用いられる場合である。この(ミン 点が四項の場合と明確に異なる所であり、この両者の相違が、三項の場合に、四項と違い、両当事者の同意が要件

慮される必要があると主張したものがある。たしかに、証明問題が帳簿その他の書類の内容の再現に関わる場合、 何であるか、当該証人が書面の起草の際に帳簿などの記録の内容を正確に再現しうるか(証人の信頼性) わる保証のほかに、 必要ない場合でなければならないからである。したがって、当事者や事件に対する証人の利害関係などが斟酌され なぜなら、証人の書面による陳述の場合、証人についての直接的印象が得られない以上、証人に関する人的印象が も十分とは言えないのではないかとの疑問が存在する。当然、その証人本人の信頼性が重要性をもつことになる。 面で忠実に陳述することが前提となっている。しかし、その保証となるのが、宣誓に代わる保証だけでは、 それを証人が書面に正確に再現すれば、法廷で口頭により尋問する意味はないが、それはあくまで、当該証人が書 のみを要件としている。しかし、学説の中には、三項所定の命令が発せられるためには、このほかに、 として要求されず、 ねばならないとの考え方が出てきたのも頷けるところである。 証人が帳簿その他の書類にもとづいて行う必要があると予見される陳述が尋問事項であること 要件が緩和されている理由になっていたと言えるであろう。たしかに三項の文言は、宣誓に代 証明問題が などが考 必ずし

りして、その内容に影響を及ぼす場合がある。第二に、書面での陳述も、曖昧・不明瞭な点や誤謬を伴いうるた うな問題点が指摘された。 献がいくつか存在する。三項の場合が、証人の書面による陳述といっても実質は、書類内容の再現であるのに対 四項の場合は、 新たな尋問事項が生じる可能性が存在する。そうなれば、結局、 端的に口頭の陳述に代えて書面による陳述を用いる場合である。この場合には、とくに次のよ まず、証人が自己の陳述の書面化に際し、当事者の一方が関与したり、証人と結託した 後から同一の証人に対する口頭尋

民事訴訟における証人尋問の書面化の限界(一)

二四五

さらに問題が多いとされた四項の場合、ククゼリスのほかにも、その一層慎重かつ制限的な利用を説いた文

兀

て直接的印象を得ることができない以上、証人についての直接的印象なくしても証拠調べの結果を適切に評価する 問を行う必要が生じ、訴訟の一層の遅延が招来される可能性がある。第三に、書面による陳述の場合、証人につい問を行う必要が生じ、訴訟の一層の遅延が招来される可能性がある。第三に、書面による陳述の場合、証人につ

早法七二巻四号(一九九七)

く形で示されていない。(19) 非常に難しいということである。これらの問題性を踏まえたときに、いったいどういう場合に四項にもとづき書面非常に難しいということである。これらの問題性を踏まえたときに、いったいどういう場合に四項にもとづき書面 ことができる場合でなければならないが、証拠決定の時点で裁判所がその場合に該当するか否かを判断することが(エク) による陳述の命令が発せられうるかは、明らかでない。この問題に対する解答は、ククゼリスによっても、満足い

度は、その導入から数十年を経て、司法簡素化法により改正を受けることとなった。結論を先取りするならば、 || ともかく、このように要件のみならず、制度それ自体に多くの疑問を抱えていた証人の書面による陳述の制

九二五年導入の証人の書面による陳述の制度は、既述の問題点を克服する形では修正されず、むしろ、それを増幅

する方向で改正されたと言っても過言でないであろう。この改正の経緯と内容を次章で取り上げることにする。(ミビ) (一) Z.B. Bruns, Zivilprozeßrecht, 2. Aufl., 1979, §35 Rn. 184b (S. 283); Bernhardt, Das Zivilprozeßrecht, 3. Aufl., §35III (S

- 236); Schönke, Zivilprozeßrecht, 3. u. 4. Aufl., 1947, §65 IV 2 (S. 217f.); Schönke-Schröder-Niese, Zivilprozeßrecht, 8. Aufl. 1956, §65 IV 2 (S. 289).
- (2) 既に挙げた文献のほかに、Reinecke, ZRP 1989, 407
- 4 Stein-Jonas, Die Zivilprozeßordnung für das Deutsche Reich, 12. Aufl., 1925, §377 V; anders Bruns, a.a.O., S. 282
- 5 Vor allem Reinecke, ZRP 1989, 404 u. 407. 証拠調べの直接主義については、民事訴訟において形式的直接主義が妥当するのか、実質的直接主義の妥当も問題となりえな

いか、議論の余地がある。これに伴い、書面尋問が直接主義に違反するという場合、形式的直接主義の違反にあたるのか、実質的

直接主義の違反に該当するのか見解が分かれうる。この点は、第四章で取り上げる予定である。

- (~) Paech, ZZP 49, 325
- (∞) Paech, ZZP 49, 325
- 9 Koukouselis, Die Unmittelbarkeit der Beweisaufnahme im Zivilprozeß, insbesondere bei der Zeugenvernehmung, S. 60
- 的にのみ、とくに証人の書面による陳述の絶対に独立した成立に対する比較的確実な保証が存在する場合にのみ、問題になりう 場合における命令は、しばしば真実究明を危うくするという結果を伴いうる。すでに正当にも、三七七条四項による命令が『例外 加えられる。三七七条三項の場合における書面による報告の命令は、少なからず全く合目的的たりうるのに対し、三七七条四項の prozeßordnung und Nebengesetze, 2. Aufl., 1976, §377 C III a. 例えば、シェンケ=シュレーダー=ニーゼは、「法律によって定 められた証明問題の書面による返答の二つの可能性(つまり、3項によるものと4項によるもの)には、まったく異なった評価が Z.B. Bruns, a.a.O., §35 Rn. 184b (S. 283); Schönke-Schröder-Niese, a.a.O., §65 IV 2 (S. 289); Wieczorek, Zivil-

im Zivilprozeß, 2. Aufl., 1947, S. 28) 帯するよう命じ、そして個別質問を期日ではじめて提示することが望ましい」とする(Krönig, Die Kunst der Beweiserhebung おうとするならば、しばしば、証人を書面で尋問するのではなく、一般的に述べられた証明主題のもとで呼び出し、帳簿などを携 これに対して、クレーニヒは、三項の場合にも、「事情により証人から、自分の報告を一方当事者の有利に取り繕う可能性を奪

る』ということが指摘されてきた。」と記している。

- □) Bruns, a.a.O., S. 282f.
- ならず、ただ記録に基づいて書面による陳述をなす必要があるとする(Wieczorek, a.a.O., §377 CIII a)。 の同意は無しですませることができる、と言う (Bruns, a.a.O., S. 283f.)。また、ヴィツォレクも、この場合を「延長された書証 (ein verlängerter Urkundenbeweis)」と性格づけ、そこでは、証人はまだ書面で以前に記録されていないことは何も証言しては ブルンスは、三項の場合は、書面での報告の内容は、文書の内容と同様、殆ど確定しているから、書面による報告への当事者
- であることを指摘している。Paech, ZZP 49, 324 地のないものが適しており(それも、他の複雑な問題とは切り離して裁判上重要なものである)、その種の問題が実務上著しく稀 前述のとおり、ぺヒは、書面による陳述を命じる場合、証明主題として、ごく簡潔な、 内容的に非常に明確で、 他の解釈の余

- Koukouselis, a.a.O., S. 63; Bruns, a.a.O., S. 283; Paech, ZZP 49, 324; Wieczorek, a.a.O., §377 C III a.
- 17 $\widehat{16}$ Peters, Der sogenannte Freibeweis im Zivilprozeß, S. 113 Koukouselis, a.a.O., S. 60.

15

Paech, ZZP 49, 325; Koukouselis, a.a.O., S. 60.

早法七二卷四号 (一九九七)

- 18 Koukouselis, a.a.O., S. 60f.
- (Krönig, a.a.O., S. 28f.)。ちなみに、クレーニヒは、例えば、呼び出した証人が書面で信憑性をもって、自分が何も知らないとか その重要性が疑わしい事項が問題である場合、挙証者を安心させるために報告を取り寄せる場合などに行使されるとする 例えば、クレーニヒは、三七七条四項による書面での報告の嘱託の可能性は、とくに、証人が何も知らないと予見される場合
- う、という彼自身の運用例も挙げている(Krönig, a.a.O., S. 28.)。 重要でないことしか知らないことを通知する場合、宣誓に代わる報告(書面での)を取り寄せることで、当事者にも納得してもら
- 古稀祝賀『民事訴訟法学の新たな展開』七八二頁、七八四頁注70参照。 拙稿「ドイツ民事訴訟法における公の報告(amtliche Auskunft) ―民事訴訟における調査嘱託の基礎的研究」中村英郎教授
- の協力を賜った。この場をかりて厚く御礼申し上げます。 本稿の執筆にあたって、ドイツ語文献の収集につき、 現在ボン滞在中の内山衛次先生(大阪学院大学助教授)